

# 「無許可」の回収業者を利用しないでください！

---

(令和6年2月2日)

一般廃棄物処理業の許可がない回収業者に、家電やパソコンなど御家庭のごみを引渡さないでください。

無許可の回収業者によって回収された廃棄物は、不法投棄、有害物質の漏出、火災等の原因になります。

以下を参考にいただき、適正な処理に御協力をお願いいたします。

参考：環境省 HP [環境省\\_廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！\(env.go.jp\)](http://env.go.jp)



宮津与謝環境組合  
MY Association of Environment